

一般社団法人先端ポリテック人材育成推進協議会(ProPolys)

会員規程

平成 30 年 7 月 2 日

第 1 条 (総則)

本協議会の会員は設立趣旨に賛同する法人、団体、個人とし、本規程を遵守し設立の目的達成に向けて相互に協調、協力するものとする。

第 2 条 (会員の種類及び権利)

本協議会の会員の種類とその権利を以下のとおりとする。

1. 幹事会員は本協議会の趣旨に賛同する法人、団体とし、会員総会、運営委員会及び各部会の活動に実行主体者として参加することができる。また、幹事会員は本協議会を主体とする事業活動の計画立案を行い、運営委員会の決議、会員総会の承認を得て本協議会としての事業活動を行うことができる。
2. 正会員は本協議会の趣旨に賛同する法人、団体とし、会員総会及び各部会の活動に参加することができる。
3. 特別会員は本協議会の趣旨に賛同する教育機関、研究機関、公共団体、及び幹事会員の推薦により運営委員会が特に認めた者とし、会員総会に参加することができる。また、運営委員会の定める範囲で運営委員会、ワーキンググループ、各部会の活動に参加することができる。
4. 個人会員は本協議会の趣旨に賛同する個人とし、会員総会及び各部会の活動に参加することができる。
5. 会員総会において、執行幹事及び幹事会員は二票、正会員は一票の議決権を有する。特別会員及び個人会員は議決権を有さない。
6. 幹事会員、正会員、特別会員、個人会員は任意の部会を構成し、運営委員会の承認を得て活動することができる。
7. 運営委員会にて承認を受けた部会は、本協議会として事業活動を実施することができる。また、活動内容は適宜、運営委員会に報告しなければならない。
8. 会員総会にて承認を受けた事業計画は、本協議会として事業活動を実施することができる。

第 3 条 (顧問)

顧問への登録は運営委員会の承認を得て行われる。

2. 顧問への登録に際して会費の徴収はしない。
3. 顧問による議決権の行使は出来ない。

第 4 条 (入会手続き)

本協議会の会員になろうとする者は、次の書類を事務局に提出し運営委員会の承認を得

なければならない。

1. 入会申込書
2. 秘密保持協定 同意書

第5条 (入会の承認)

会員の入会については事務局がこれを審査し、運営委員会の承認を得てこれを承認する。事務局は承認後速やかに会員登録を行い、当該会員に手続きの完了を通知する。

なお、本協議会の会員になろうとする者が次の場合に該当するとき、本協議会は入会を拒否することができる。

- (1) 入会申請をした法人、団体が、法令もしくは公序良俗に反する事業を行いまたはこれを行おうとしている場合
- (2) 入会申請手続きに不備のある場合
- (3) 本協議会より除名処分を受けたことがある場合

第6条 (入会日)

入会を認められた者は会員登録の日をもって本協議会の会員となる。

第7条 (会費等)

会員は別途定める入会金及び年会費を指定の期日までに納入しなければならない。

第8条 (届出事項の変更)

会員は入会時に届出た事項に変更があったときは、変更内容を証する書面または電磁的記録を添付の上、本協議会に対しこれを届出なければならない。

第9条 (会員資格の喪失)

本協議会の会員は次の各号の一に該当するに至ったとき、その資格を失う。

- (1) 退会したとき
 - (2) 除名処分を受けたとき
 - (3) 会員が解散もしくは破産したとき
2. 1の各号の場合において会員が既に納付した会費等は返還しない。
 3. 1の各号の場合において会費等が未納付の場合、会員はこれを納付しなければならない。

第10条 (退会)

本協議会を退会しようとする会員は退会届に必要な事項を記入のうえ、退会日の1ヶ月前までに提出することで本協議会を退会できるものとする。

第11条 (除名)

運営委員会は会員が次のいずれかに該当する場合、その会員を除名することができる。

- (1) 本協議会の名誉を著しく毀損する行為またはこれに類似する行為があったとき
- (2) 本協議会の規定等に違反する行為があったとき
- (3) 会費を6ヶ月以上滞納したとき

第12条（規程の改定）

本規程の改定は運営委員会の決議による。

第13条（その他）

本規程に定めのない事項については運営委員会において別途定める。

（当協議会会費に関する細則）

本協議会の会費については、以下により取り扱うこととする。

- (1) 幹事会員 会費 年間 10 万円／5 口以上
 ただし、新規加入会員については入会金として別途 10 万円
- (2) 正会員 会費 年間 10 万円／1 口以上
 ただし、新規加入会員については入会金として別途 10 万円
- (3) 特別会員 会費 無料
- (4) 個人会員 会費 年間 1 万円／1 口以上

附則

- 1 入会初年度の会費は原則として入会時、次年度以降は毎年4月末日までに、指定の銀行口座に振り込むものとする。
- 2 年度途中の入会に係る会費にあっても、原則として年額を納入するものとする。
- 3 年度途中の会員資格変更の場合には、その差額の返還は行わないものとし、追加徴収がある場合は、会員資格変更時までに納入するものとする。
- 4 退会の申し出があった場合にあっても、納入した年会費の返還は行わないこととする。
- 5 創業3年以内のベンチャー企業または社員数5名以下の企業および個人事業主は、初年度のみ特別会員資格にて入会可能とする。